

審 査 基 準

令和3年3月22日作成

法 令 名：質屋営業法
根 拠 条 項：第4条第1項
処 分 概 要：管理者の新設又は変更の許可
原権者（委任先）：兵庫県公安委員会
法 令 の 定 め： 質屋営業法第3条第1項第1号～第6号、第8号（許可の基準） 質屋営業法施行規則第1条（申請及び届出の一般的手続） 質屋営業法施行規則第5条（管理者の新設又は変更の許可申請）
審 査 基 準： 新たに管理者をしようとする者が、質屋営業法第3条第1項第1号から第6号までの欠格事由に該当しない、現実に当該営業所を管理すると見込まれるなど、質屋営業法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。
標 準 処 理 期 間：25日以内
申 請 先：申請書は、あなたの営業所を管轄する警察署の許可等事務を担当する生活安全担当課窓口に提出してください。
問 い 合 わ せ 先：兵庫県警察本部 保安課 生活安全許可センター 許可第二係（078-341-7441 内線3426）
備 考：